平成31年鞍手町議会第2回定例会会議録(第4号)									
		平成31年3月20日							
招集場所	鞍 手 町 役 場 議 事 堂								
		開会	議	長					
開閉会日時		平成31年3月20日 午後1時00分							
及び宣告		閉会	議長						
	平成31年3月20日 午後1時38分 田中二								
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏:	名	出欠 の別		
1		野口美恵子	出矢	1 1	久保田正之		出矢		
出席及び	2	須 藤 信一郎	出矢	1 2	須山日	出矢			
欠席議員	3	川野高實	出矢	1 3	須藤敏夫		出欠		
	4	宇田川 亮	出矢						
出席 13人	5	竹 内 利 一	出矢						
欠席 0人	6	熊井照明	出欠						
欠 員 0人	7	田中二三輝	出矢						
	8	西藤典子	出矢						
	9	鯵 坂 省 治	出矢						
	1 0	栗田幸則	出矢						
会議録署名議員	1 1	久保田 正之			須山 由紀生				

職 務 出 席	議会事務 局 長	渡	辺	智	文	出	矢	議会局心	事務欠長	長	浦		良	出矢
	町長	岡	崎	邦	博	出	矢	会計	課長	櫻	井	順	子	出矢
	教育長	栗	田	ゆ;	かり	出	矢	建設	課長	松	永	憲	昌	出矢
	総務課長	11.1	戸	公	則	出	矢	政策 課	推進 長	藤	原	光	徳	出矢
	福祉人権 課 長	石	井	通	稔	出	矢	地域 課	振興 長	立	石	_	夫	出矢
地方自治法	税務住民 課 長	梶	栗	恭	輔	出	矢	上下課	水道 長	原		敏	勝	出矢
第121条	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	筒	井	英	和	出	矢	教育	課長	古	後	憲	浩	出矢
により説明	保険健康 課 長	芝	野	英	和	出	_							
出席者の														
職氏名														
議事	日程					別	紙	の	٢	お	ŋ			
付 議	事件					別	紙	0	٢	お	ŋ			
会議	経 過					別	紙	0	ح	お	り			

平成31年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月20日 午後1時開議

竺	1	\Box
퐈	4	7

日程第1 議案第5号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)

日程第2 議案第6号 鞍手駅関連施設の業務変更に伴う関係条例の整備に関する条例

(民生産業委員長報告)

日程第3 議案第9号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

(民生産業委員長報告)

日程第4 議案第10号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(民生產業委員長報告)

日程第5 議案第12号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)

(民生産業委員長報告)

日程第6 議案第13号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計

補正予算(第1号)

(民生産業委員長報告)

日程第7 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例

(総務文教委員長報告)

日程第8 議案第4号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(総務文教委員長報告)

日程第9 議案第7号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者

の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(総務文教委員長報告)

日程第10 議案第8号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算(第7号)

(総務文教委員長報告)

日程第11 議案第11号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

(総務文教委員長報告)

日程第12 議案第14号 平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)

(総務文教委員長報告)

日程第13 議案第24号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定

(総務文教委員長報告)

日程第14 議案第15号 平成31年度鞍手町一般会計予算

(予算特別委員長報告)

日程第15 議案第16号 平成31年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算

(民生産業委員長報告)

日程第16 議案第17号 平成31年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算

(民生産業委員長報告)

日程第17 議案第18号 平成31年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

(民生産業委員長報告)

日程第18 議案第20号 平成31年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算

(民生産業委員長報告)

日程第19 議案第21号 平成31年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算

(民生産業委員長報告)

日程第20 議案第19号 平成31年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算

(総務文教委員長報告)

日程第21 議案第22号 平成31年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算

(総務文教委員長報告)

日程第22 議案第23号 平成31年度鞍手町水道事業会計予算

(総務文教委員長報告)

日程第23 陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治0の

根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出を求める陳情

(総務文教委員長報告)

日程第24 閉会中の継続事件

平成31年3月20日(第4日) 開議 13時00分

○議長 田中 二三輝君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第5号から日程第6 議案第13号までの6件を一括して議題とします。 本案は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第5号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例。

議案第 6号 鞍手駅関連施設の業務変更に伴う関係条例の整備に関する条例。

議案第 9号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

議案第10号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

議案第12号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)。

議案第13号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 田中 二三輝君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから採決を行います。

議案第5号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手駅関連施設の業務変更に伴う関係条例の整備に関する条例を採決 します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を 採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を 採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算 (第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第3号から日程第13 議案第24号までの7件を一括して議題と します。

本案は、総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。 熊井総務文教委員長。

○6番 熊井 照明君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第4号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第7号 鞍手町水道事業布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理

者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

議案第8号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算(第7号)。

議案第11号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

議案第14号 平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)。

議案第24号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 田中 二三輝君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから採決を行います。

議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を 採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技 術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算(第7号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第15号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。 久保田予算特別委員長。

○11番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第15号 平成31年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、修正案及び修正部分を除 く原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 田中 二三輝君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに修正案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、修正部分を除く原案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに修正案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、修正部分を除く原案について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第15号 鞍手町一般会計予算に対し日本共産党を代表して反対討論を行います。

岡崎町長就任後初めての予算編成に大変ご苦労されたこととお察しします。特に前町長が逮捕され、くらて病院の新築移転、役場庁舎の建替えなど大変な課題を抱えての予算編成だったと思います。そういった中で新電力導入での予算削減、危険家屋対策での補助金の新設や予防接種の拡充、危険なブロック塀撤去への補助、六田川治水対策事業等は歓迎したいと思います。

しかしながら、平成18年度より国保税や介護保険料、水道料金も値上げされ、年金も切り下げられる中、追い打ちをかけるように本年10月より消費税は増税されようとしています。町独自の国保、介護への減免制度をつくり、低所得者の負担軽減を図るべきです。

ゴミ袋料金の更なる値下げや、不公平な同和関係予算にもしっかりとメスを入れるなど、 町民生活と子育て、中小業者を応援する予算に組替えることを求めて反対討論とします。

○議長 田中 二三輝君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第15号 平成31年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正であります。

修正案について採決します。

本、修正案について賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって修正案は可決されました。

次に、只今修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く原案について賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって修正議決した部分を除く原案は可決されました。

次に、日程第15 議案第16号から日程第19 議案第21号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第16号 平成31年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第17号 平成31年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第18号 平成31年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第20号 平成31年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第21号 平成31年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計 予算。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 田中 二三輝君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第16号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第16号 鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、日本共産党を代表して反対 討論を行います。

今年度から国民健康保険が市町村から県単位化になりました。これに乗じて鞍手町でも全体的に値上げされ、夫婦2人、子ども2人のモデルケースでも1世帯1万4,600円もの値上げとなっております。またどのケースで見ても値上げとなっています。年金も切り下げ

られ、消費税も増税されようとしています。こういう時だからこそ国保税も社会保険並みに し、均等割、平等割をなくすべきです。

せめて生まれたばかりの子どもには国保税をかけるべきではありません。法定外繰入を増 やし国保税の値下げを要求し反対討論とします。

○議長 田中 二三輝君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号 平成31年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成31年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成31年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成31年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決 します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成31年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20 議案第19号から日程第22 議案第23号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。 熊井総務文教委員長。

○6番 熊井 照明君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第19号 平成31年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第22号 平成31年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算。

議案第23号 平成31年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 田中 二三輝君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第23号について討論はありませんか。

鯵坂省治君。

○9番 鯵坂 省治君

議案第23号 平成31年度鞍手町水道事業会計予算に対し日本共産党を代表して反対討論を行います。

平成31年度鞍手町水道事業会計予算は、既に10月からの引き上げ10%で予算を組んでいます。予算消費税率及び地方消費税率について平成31年10月1日から税率を引き上げることとされています。

消費税率を平成31年10月に10%に引き上げる法案が既に可決成立して施行されることを根拠として、既に確定しているとありますが、法律は法律で上書きすることができる以上、税率の引き上げが行われる施行日の数ヶ月前までは増税延期の設定が政治的には可能です。従って、この観点から、平成31年10月に10%という予定は未定で確定ではないということになりますので、予算としては8%で組むべきではないでしょうか。

平成31年度鞍手町水道事業会計予算について反対討論とします。

○議長 田中 二三輝君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第19号 平成31年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成31年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を 採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。 次に、議案第23号 平成31年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 陳情第1号を議題とします。

本陳情は、総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

熊井総務文教委員長。

○6番 熊井 照明君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 全国知事会の米軍基地負担に関する提言の主旨に基づいて地方自治の根幹を 脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出を求める陳情。

本委員会は、3月6日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 田中 二三輝君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 全国知事会の米軍基地負担に関する提言の主旨に基づいて、地方自治の根幹 を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第1号 全国知事会の米軍基地負担に関する提言の主旨に基づいて地方自治の根幹を 脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出を求める陳情を採択することに賛成 の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第1号は採択することに決定しました。

次に、日程第24 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布 したとおり閉会中の継続審査の申し出があっております。 お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。 これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成31年第2回定例会を閉会します。

閉会13時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 田中 二三輝

議員 久保田 正之

議員 須山 由紀生